

## 役員等の報酬・退職金及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠松会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）、名誉会長及び顧問の報酬、退職金の支給及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び退職金)

第2条 役員等及び名誉会長、顧問の報酬及び退職金は次のとおりとする。

- 1 役員等の報酬は、別表1により支給する。
- 2 名誉会長及び顧問の報酬は、別表1-2により支給する。
- 3 職員を兼務している役員（執行役員を含む）の月額報酬は、その役員が職員として受給している基本給の5%を支給する。
- 4 理事長及び業務執行理事に対する退職金は別表3により支給する
- 5 名誉会長及び顧問は、退職金の対象外とする。
- 6 上記以外の役員及び評議員の退職金は、別表4により支給する。
- 7 死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 理事長、業務執行理事及びその他役員に対する報酬等の額は、前条による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 理事長、業務執行理事及び職員兼務の非常勤理事の退職金の算定にかかる在任期間は、職員として社会福祉法人翠松会給与規程28条の退職手当に関する規定により、退職金を支給される在任期間を除く。
- 3 退職金の算定にかかる在任期間は、この規程の適用前の就任期間も通算するものとする。但し、令和5年4月1日の時点において役員在任中で、それ以前より継続して役員に就任している者に限る。
- 4 在任期間が1年未満の場合は切り捨てとし、在任期間の計算には含まない。

(費用弁償)

第4条 役員等及び名誉会長、顧問が、市外へ出張した場合は、社会福祉法人翠松会給与規程第29条別表15「旅費支給基準表」に基づき、その費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び退職金の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長及び業務執行理事及び職員兼務非常勤理事に対する報酬は、翌月20日に月額支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、日額支給する。
- (3) 退職金については、退職後10日以内に支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成8年3月30日から施行する。

この規程は、平成11年5月25日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この規程は、平成13年5月23日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和3年6月14日から適用した役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、本規程の施行により廃止する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から、施行し令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。

別表 1

(1) 一人あたりの報酬総額

(評議員選任・解任委員を除く。)

対 象 区 分	年間支給限度額
常勤理事	15,000,000円
非常勤理事	400,000円
監事	400,000円
評議員	300,000円
名誉会長及び顧問	1,800,000円

(2) 報酬の支給基準及び支給額

対 象 区 分	支給基準	支 給 額
理事長	月額制	750,000円
業務執行理事	月額制	700,000円
非常勤理事の理事会出席分	日額制	12,000円
監事の理事会等出席分	日額制	12,000円
評議員の評議員会出席分	日額制	12,000円
監事の監事監査分	日額制	24,000円
評議員選任・解任委員の委員会出席分	日額制	12,000円

別表 1-2 (名誉会長及び顧問の報酬)

名誉会長 (非常勤)	月額制	150,000円
顧問 (非常勤)	月額制	50,000円

別表 2 (理事長及び業務執行理事の退職金)

退職金の算出方法 (在任期間年数×基準額)

対 象 区 分	在任単位	基 準 額
理事長	1年	300,000円
業務執行理事	1年	280,000円

※退職金計算の在任期間の上限は20年間として計算をする。理事長と業務執行理事(第3条第2項に該当しない業務執行理事の期間及び理事長の職務執行代理者期間を含む)の在任期間が通算して20年間を超えている場合は、理事長在任期間の基準額を優先して計算をする。

別表 3 (非常勤役員及び評議員等の退職金)

退職金の算出方法

在任期間年数×基準額

対 象 区 分	在任単位	基 準 額
非常勤役員及び評議員	1年	10,000円

※退職金計算の在任期間の上限は20年間とする。